

排水の水質基準(排水基準、特定排水規制基準、特定排水基準)一覧表 (令和6年4月1日現在)

項目	日平均排水量	工場・事業場										下水道に接続している場合
		特定事業場 (排水基準)				水質特定事業場 (特定排水規制基準)			その他の工場・事業場 (特定排水基準) 平成18年4月1日から適用			
		豚房・牛房・馬房以外		豚房・牛房・馬房		30 m <sup>3</sup> 以上	10 m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 未満	10 m <sup>3</sup> 未満	30m <sup>3</sup> 以上	10m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 未満	10m <sup>3</sup> 以上	
有害物質	1	0.03				0.03			—			下水道関係法令の定めるところによる
	2	1				1			—			
	3	1				1			—			
	4	0.1				0.1			—			
	5	0.2(*1)				0.2			—			
	6	0.1				0.1			—			
	7	0.005				0.005			—			
	8	検出されないこと				検出されないこと			—			
	9	0.003				0.003			—			
	10	0.1				0.1			—			
	11	0.1				0.1			—			
	12	0.2				0.2			—			
	13	0.02				0.02			—			
	14	0.04				0.04			—			
	15	1				1			—			
	16	0.4				0.4			—			
	17	3				3			—			
	18	0.06				0.06			—			
	19	0.02				0.02			—			
	20	0.06				0.06			—			
	21	0.03				0.03			—			
	22	0.2				0.2			—			
	23	0.1				0.1			—			
	24	0.1				0.1			—			
	25	10(*1)				10			—			
	26	8(*1)				8			—			
	27	100(*1)				100			—			
	28	0.5				0.5			—			
生活環境項目	1	5.8以上8.6以下		—	5.8以上8.6以下		—	5.8以上8.6以下		—		
	2	25	60	80	—	25	60	—	25	60	80	—
	3	25	60	80	—	25	60	—	25	60	80	—
	4	50	70	120	—	50	70	—	50	70	120	—
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5		—	5		—	—		—	
			30		—	30		—	—		—	
	6	1		—	1		—	—		—		
	7	3		—	3		—	—		—		
	8	2(*1)		—	2		—	—		—		
	9	10		—	10		—	—		—		
	10	10		—	10		—	—		—		
	11	2		—	2		—	—		—		
	12	[3,000]		—	[3,000]		—	—		—		
	13	120[60>(*1)		—	120[60]		—	—		—		
	14	16[8>(*1)		—	16[8]		—	—		—		
15	—		—	10		—	—		—			

備考

- 単位はmg/L以下(ただし、水素イオン濃度(pH)は単位なし、大腸菌群数は個/cm<sup>3</sup>以下)。[ ]は日間平均値。
- 特定排水基準は、工場又は事業場の排水口における特定排水(浄化槽法第2条第一号に規定する浄化槽において処理された特定排水を除く。)について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- ひ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)(以下「改正政令」という。)の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 水素イオン濃度についての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場及び改正政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する事業場に係る排水については、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての各基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量については、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての各基準は、阿賀野川水系に係る河川、信濃川水系に係る河川及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水については適用しない。
- 燐含有量についての排水基準は、信濃川水系に係る河川及びこれに流入する公共用水域(野反湖及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排水については適用しない。
- (\*1)は、業種により暫定基準の適用がある。